

R5. 10. 1 変更

(曜日変更)

Q 1 曜日変更について、サービス事業所の人員配置の都合で「軽微な変更」をすることができるか。

A 1 「利用者の希望による軽微な変更」であるため、サービス事業所で最大限の調整を行うこと。調整してもなお、曜日の変更が必要な場合は、利用者またはその家族等に十分説明し、同意を得た場合のみ「軽微な変更」として取り扱うことができる。
なお、この場合、支援経過記録に記録すること。

(時間変更)

Q 2 現行の時間帯では不足するため、利用日の時間帯を延長するとき、「軽微な変更」として取り扱ってよいか。

A 2 この項目は、利用者のスケジュール等に合わせた単なる利用時間の変更について記載しており、サービス時間帯の延長や縮小は、一般的にサービス内容の変更を伴うと考えられるため、「軽微な変更」として取り扱わない。

(回数変更)

Q 3 「利用者の希望による軽微な変更」とあるが、利用者が週 2 回の利用を希望していてもサービス事業所が対応できず週 1 回としていたところ、サービス事業所に空きができて週 2 回とする場合は「軽微な変更」とすることができるか。

A 3 この場合、サービス事業所の状況が変わったことが直接的な理由であっても、利用者の希望であるため、「軽微な変更」として取り扱うことができる。
なお、この場合、支援経過記録に記録すること。

(回数変更)

Q 4 「軽微な変更」として回数変更を複数回行うことは問題ないか。

A 4 回数変更を複数回行うことについては可能ではあるが、「軽微な変更」の趣旨を考慮し、繰り返し変更する場合、合わせて 1 回の増又は減を上限とする。

- 例 1 1 回増→1 回増 . . . × 2 回目の変更は「軽微な変更」に当たらない
- 例 2 1 回減→1 回減 . . . × 2 回目の変更は「軽微な変更」に当たらない
- 例 3 1 回増→1 回減→1 回増 . . . ○ 3 回の変更はすべて「軽微な変更」と考えられる
- 例 4 1 回減→1 回増→1 回減 . . . ○ 3 回の変更はすべて「軽微な変更」と考えられる

「軽微な変更」 解釈の変更に関するQ&A

(曜日変更・時間変更・回数変更)

Q 5 サービス提供の曜日や回数を変更する際に、変更後のサービス利用時間帯については同時時間帯でなければならないのか。

A 5 他の介護サービス事業所等との調整が不要で、利用者がおかれている環境や状態像に変化がなく、目標等に変更もない場合は、変更後のサービス利用時間帯が別の時間帯であっても問題ない。

ただし、サービス提供時間及びサービス内容に変更がないものに限る。

《例 回数変更の場合》

曜日 時間	月	火	水	木	金	土	日
午前	○						
サービス提供時間	3 時間						
午後							
サービス提供時間							

変更後

曜日 時間	月	火	水	木	金	土	日
午前	○						
サービス提供時間	3 時間						
午後			○				
サービス提供時間			3 時間				

(記録内容)

Q 6 「支援経過記録に記録すること」とあるが、何を記録すればよいか。

A 6 変更内容、変更経緯、軽微な変更と判断した事由及び利用者（家族）が同意したことを記録すること。

・軽微な変更と判断した事由：「ケアプランにおける軽微な変更の取扱い」表中のどの項目に該当するか、「市の考え方」に沿って記載する。

また、国通知により、軽微な変更は、利用者の希望によることが前提となっていることに注意すること。

(記録交付)

Q 7 変更後のケアプランについて再交付の必要があるか。

A 7 変更後のケアプランは利用者や家族、サービス提供事業所等に交付が必要である。（該当箇所のみ交付も可とする。）